

令和3年7月7日からの大雨による災害

竹原市内の被害状況について

7月28日現在の市内の被災状況です。

全職員一丸となって早期の復旧・復興に全力で取り組んで参ります。

- 人的被害
 - ・死亡者 なし
- 住宅被害（7月27日現在）
 - ・半壊 49棟
 - ・床上浸水 45棟
 - ・床下浸水 147棟
- 水道
 - ・最大340戸で断水が発生
 - ※現在はすべて復旧済
- 浸水被害
 - ・主な浸水 本川、在屋川、高下谷川
- 公共土木施設災害（7月16日現在）
 - ・道路 26件
 - ・河川 29件
- 農業施設被害（7月20日現在）
 - ・農地 10件
 - ・農業用施設 4件
- その他（現地確認済）（7月26日現在）
 - ・道路・河川等 約300件（重複あり）
- 避難所への避難状況
 - ・最大13施設、151人が避難
- 道路規制（7月27日現在）
 - ・通行止め
 - 市道池ノ浦1号線（福田町）
 - 市道東川東谷線（福田町）
 - 市道黒滝線（忠海中町）
 - ・片側交互通行
 - 県道330号上三永竹原線（仁賀町）
 - ※その他国・県・市道は規制解除済
- 事業所被害（7月14日現在）
 - ・直接被害（施設） 14事業所
 - ・直接被害（設備） 17事業所
 - ※重複あり
- 公共交通機関規制（10日以上規制）
 - ・JR呉線
 - 7月20日まで三原駅竹原駅間で運行見合わせ
 - ※現在は運行再開済



▲本町地区



▲宿根地区



▲赤羽国土交通大臣、寺田衆議院議員他視察



▲森本参議院議員視察

令和3年7月7日からの大雨による災害

被害を受けられた人に対する主な支援制度について

7月7日からの大雨による災害により被害を受けられた皆さまに心からお見舞いを申し上げます。被害を受けられた人が利用できる支援制度を掲載しておりますので、ご活用ください。

● り災証明書・被災証明書について

| 支援内容 | 概要 | 問い合わせ先 | 電話番号 |
|------|---|--------|---------|
| り災証明 | り災証明の申請及び交付 ※住宅等の建物が被害にあったことを証明するもので、生活再建支援金・各種融資の申請、税金の減免などに必要となる場合があります。 | 税務課 | 22-7732 |
| 被災証明 | 被災証明の申請及び交付 ※住家以外の家財、車両等の被害を証明するもので、損害保険の請求や銀行からの融資を受ける場合に必要となる場合があります。 | | |

● 見舞金について

| 支援内容 | 概要 | 問い合わせ先 | 電話番号 |
|----------|--------------------------|--------|---------|
| 広島県災害見舞金 | 災害により住家が全壊・半壊した方に支給 | 社会福祉課 | 22-2946 |
| 竹原市災害見舞金 | 災害により住家が全壊・半壊・床上浸水した方に支給 | | |

● 税・保険料等の減免について

| 支援内容 | 概要 | 問い合わせ先 | 電話番号 | |
|--------------------|---|---|---------|---------|
| 市民税の減免 | 震災、風水害等により一定以上の損害を受けた時、減免を受けられる場合があります。 | 税務課 | 22-7732 | |
| 固定資産税の減免 | | 税務課 | 22-7732 | |
| 国民健康保険税等の減免 | | 税務課 | 22-7732 | |
| 国民健康保険一部負担金の減免 | | 市民課 | 22-7734 | |
| 国民年金保険料の免除 | | 市民課 | 22-7734 | |
| 後期高齢者医療保険料の減免 | | 市民課 | 22-7734 | |
| 後期高齢者医療一部負担金の減免 | | 市民課 | 22-7734 | |
| 介護保険料の減免 | | 健康福祉課 | 22-7743 | |
| 介護保険利用者負担額の減免 | | 健康福祉課 | 22-7743 | |
| 障害福祉サービス等の減免 | | 健康福祉課 | 22-7743 | |
| 障害児通所支援等利用負担額の減免 | | 健康福祉課 | 22-7743 | |
| 水道料金の減免 | | 漏水等があった時、減免を受けられる場合があります。 | 水道課 | 22-7768 |
| 下水道使用料の減免 | | | 下水道課 | 22-7751 |
| 下水道使用料の徴収猶予 | | 住居等の財産に震災、風水害等の災害を受けた時、徴収猶予を受けられる場合があります。 | 下水道課 | 22-7751 |
| 下水道受益者負担金・分担金の徴収猶予 | | 災害にあい一定以上の損害を受けた時、徴収猶予を受けられる場合があります。 | 下水道課 | 22-7751 |
| 保育所等保育料の減免 | 震災、風水害等により一定以上の損害を受けた時、減免を受けられる場合があります。 | 社会福祉課 | 22-7742 | |
| 放課後児童クラブ保護者負担金の減免 | | 社会福祉課 | 22-7742 | |
| 各種手数料の免除 (市民課) | 被災に伴う諸手続きに必要な住民票等の交付手数料を免除します。(住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、印鑑登録証(再登録に限る)、マイナンバーカード及び通知カード(再発行に限る)) | 市民課 | 22-7734 | |

| 支援内容 | 概要 | 問い合わせ先 | 電話番号 |
|---------------|--|--------|---------|
| 各種手数料の免除（税務課） | 被災に伴う諸手続きに必要な税証明等の交付手数料を免除します。（所得証明、課税（非課税）証明、営業証明、納税証明、固定資産税評価証明・公課証明、固定資産課税台帳（名寄せ帳）写しの交付、地籍図等の写しの交付） | 税務課 | 22-7732 |
| 道路占用料の免除 | 被災した建物の解体、補修等に必要な場合 | 建設課 | 22-7746 |

●その他各種支援制度について

| 支援内容 | 概要 | 問い合わせ先 | 電話番号 |
|------------------|---|----------------|--------------|
| 竹原市修学支度金貸付金の償還猶予 | 特別の事情により定められた償還期限までに、償還が著しく困難であると認められるとき、償還猶予を受けられる場合があります。 | | |
| 竹原市奨学金貸付金の返還猶予 | 災害その他やむを得ない理由により、返還が著しく困難になったと認められるとき、返還猶予を受けられる場合があります。 | 総務学事課 | 22-2329 |
| 竹原市奨学金基金の返還猶予 | | | |
| 消毒液の配布 | 床上・床下浸水に係る消毒液の配布 | 健康福祉課 | 22-7743 |
| ごみの処理について | 災害ごみの収集（自治会単位で）例）被災して使用出来なくなった家具・家電など | 市民課 | 22-2279 |
| 被災者の公営住宅への受入れ | 被災して住宅に住めなくなった人に対して、公営住宅を提供 | 都市整備課 | 22-7749 |
| 母子・父子・寡婦福祉資金貸付 | 個々の状況に応じて返済期間の猶予があります。 | 社会福祉課 | 22-7742 |
| 広島県制度融資（倒産防止等資金） | 自然災害により直接被害を受け、復旧資金を必要とする中小企業者等に対する融資 | 各金融機関 | — |
| ボランティアの派遣 | ボランティアの要請 | 竹原市社会福祉協議会 | 22-8986 |
| 農業共済 | 農業共済に加入している水稻などの農作物・家畜、ビニールハウスなどの施設に対する補償 | 広島県農業共済組合東広島支所 | 082-434-4337 |
| 健康管理に関すること | こころとからだの健康相談 | 健康福祉課 | 22-7157 |
| 生活保護に関すること | 生活保護に関する相談 | 社会福祉課 | 22-2946 |

ごみの減量を進めよう～生ごみ編～

問い合わせ

市民課生活環境係

☎ 22-2279

家庭から出される可燃ごみの約40%は生ごみです。その生ごみの約80%が水分だといわれています。しっかりと「水切り」をすることで、重量が約10%減量できます。このほか、次の効果が期待できます。

【水切り効果】

- 生ごみ特有の嫌なにおいが軽減できます。
- ごみ出しの時、ごみ袋が軽くなり、運ぶ労力が軽減できます。
- ごみの水分が少ないと、ごみ処理が効率的に行われ、環境負荷軽減につながります。

【まずは、生ごみを減らすことから始めましょう】

- ・食材は必要な分だけ買いましょう。
- ・食材は無駄なく使いましょう。
- ・作った料理は残さずおいしく食べましょう。

【生ごみはしっかりと水切りをしましょう】

- ・野菜の皮は水洗いする前にむきましょう。
- ・お茶がらやティーバッグ等、水分を多く含む生ごみは水気を絞りましょう。
- ・水気を切ったごみを乾かすことで、腐りにくく臭いの防止にもなります。



お知らせ

○指定ごみ袋について

現在の指定ごみ袋は、令和3年12月30日までご利用いただけます。

○現在のごみ処理施設（竹原安芸津環境センター、竹原安芸津最終処分場）について

現在のごみ処理施設は、令和3年9月30日までごみの受入を行います。

○新しいごみ処理施設（広島中央エコパーク）について

新しいごみ処理施設では、令和3年10月1日から全ての種別のごみの受入を行います。